

第3章 検察庁終局処理人員の動向

第1節 検察庁における処分の概況

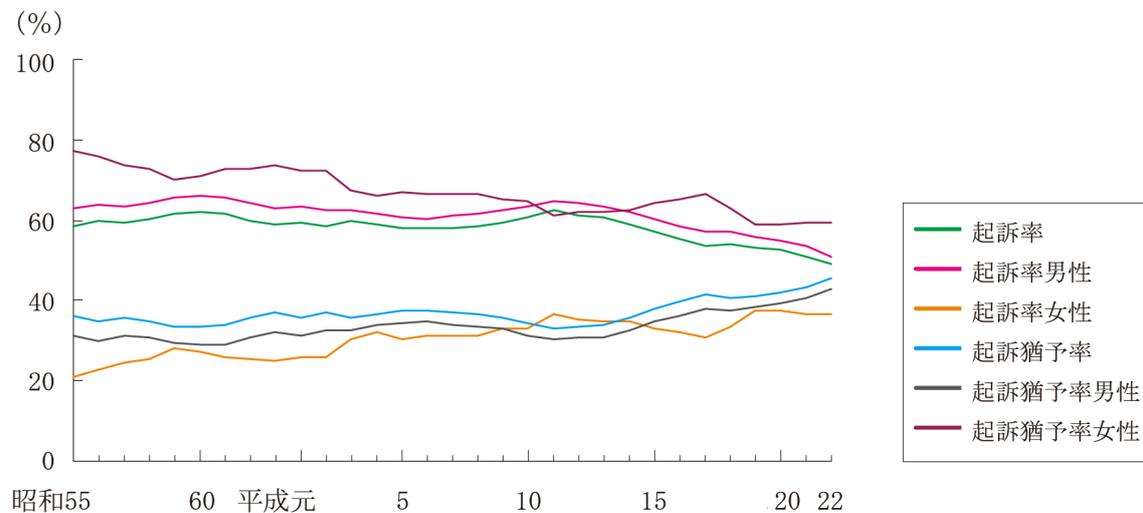
この節では、罪名別に、まず検察庁における起訴率・起訴猶予率を男女別に見る。その後、各罪名による起訴人員及び起訴猶予人員を男女別構成比（各図における女性の構成比部分が女性比である。）と共に見ることとする。

1 一般刑法犯

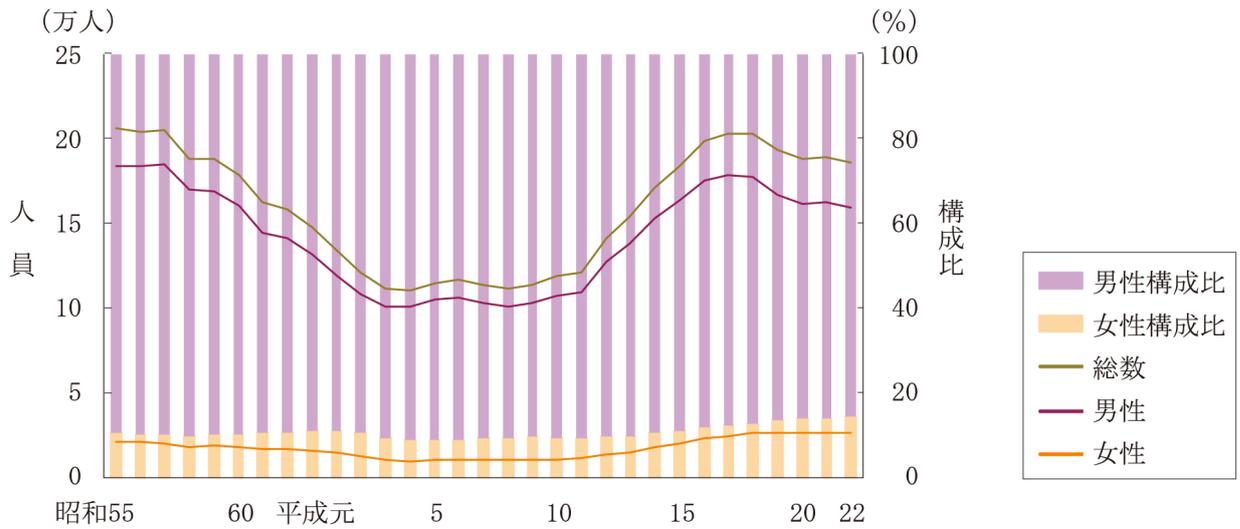
3-1-1図は、昭和55年以降の一般刑法犯の起訴率及び起訴猶予率を男女別に見たもの（一般刑法犯による検察庁終局処理人員の推移は参考図のとおり）、3-1-2図は、同年以降の一般刑法犯による男女別の起訴人員及び起訴猶予人員を各人員の男女別構成比と共に見たものである（CD-ROM資料10参照）。

3-1-1図 一般刑法犯 起訴率・起訴猶予率の推移（男女別）

（昭和55年～平成22年）



(参考) 一般刑法犯 検察庁終局処理人員の推移(男女別)

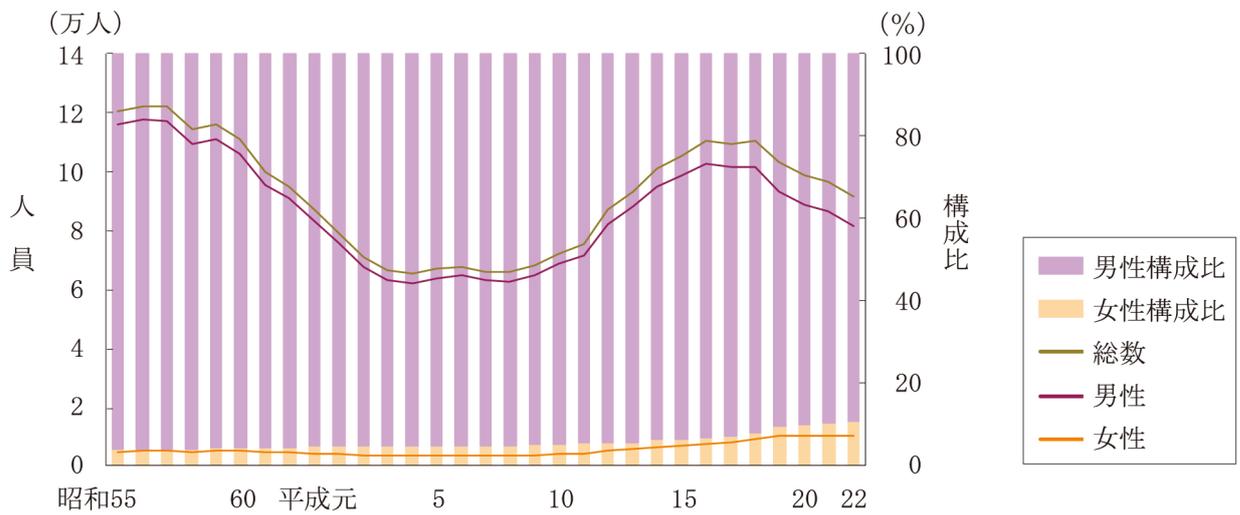


注1 検察統計年報による。
 注2 法人及び性別不詳の者を除く。
 注3 (参考) 図の「女性構成比」は、検察庁終局処理人員に占める女性の比率(女性比)である。

3-1-2 図 一般刑法犯 起訴・起訴猶予人員(男女別)・男女構成比の推移

(昭和55年～平成22年)

① 起訴人員



注1 検察統計年報による。
 注2 法人及び性別不詳の者を除く。
 注3 「女性構成比」は、起訴人員に占める女性の比率(女性比)である。

② 起訴猶予人員



注1 検察統計年報による。

注2 法人及び性別不詳の者を除く。

注3 「女性構成比」は、起訴猶予人員に占める女性の比率（女性比）である。

一般刑法犯による検察庁終局処理人員は、男性では、昭和55年以降平成4年頃にかけて減少していたが、9年から増加に転じ、18年から減少傾向となったものの高水準を維持しており、最近では昭和60年頃と同程度の水準となっている。女性では、55年以降平成4年頃にかけて減少したが、12年頃から大幅に増加し、18年以降は2万6,000人以上の水準で推移している。

女性の起訴人員も、平成12年まではおおむね3,000人台から4,000人台で推移していたが、19年以降9,000人台に増加している。

女性の起訴猶予率は、男性と比較して顕著に高く、起訴率は、顕著に低い。しかし、男性の起訴率は低下傾向、起訴猶予率は上昇傾向にあるのに対し、女性では起訴率が上昇し、起訴猶予率は低下している。検察庁での処分は、具体的事案の情状を勘案して決定される上、責任能力や訴訟条件も考慮されるから、起訴率及び起訴猶予率の推移から直ちに検察庁の処分の方向性を判断することはできないが、これらの比率の男女差は明らかに縮小してきている。

平成22年の起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ51.0%及び43.0%、女性ではそれぞれ36.6%及び59.4%であった。

起訴人員に占める女性比は、昭和60年まで10万人を超えて推移していた男性の起訴人員が61年以降ほぼ毎年10万人を下回り、平成20年以降は8万人台で推移しているのに対し、女性の起訴人員は12年まではほぼ毎年5,000人以下で推移していたが、13年以降は毎年5,000人を超え、19年以降9,000人台にまで増加していることから上昇し、22年には10.8%であった。起訴人員の10人に1人以上が女性となっている。起訴猶予人員に占める女性比は、男

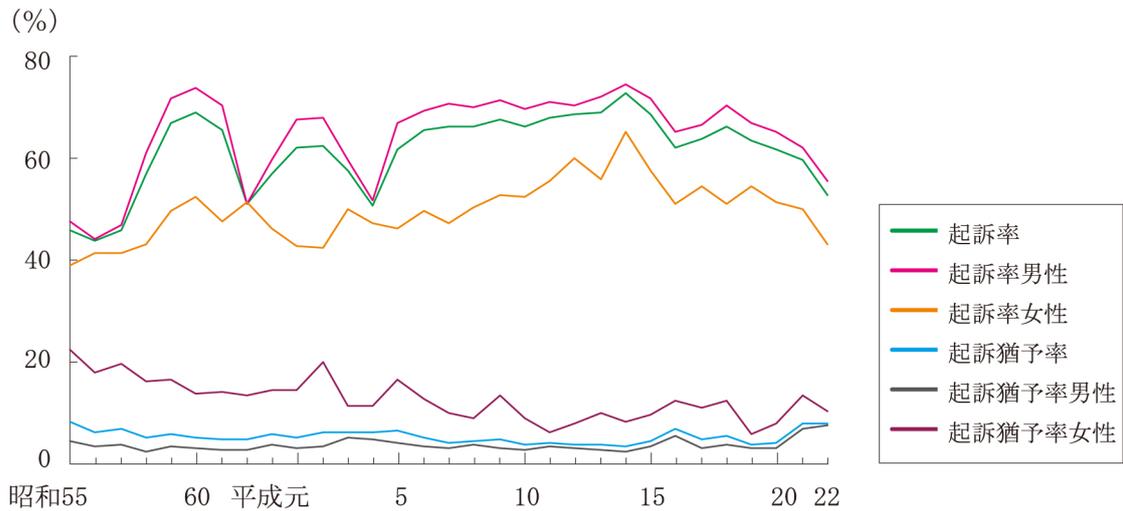
性の起訴猶予人員が昭和57年まで5万人台前半で推移し、その後一旦減少したものの、再び増加し、平成16年以降、昭和57年を上回る水準で推移しているのに対し、女性の起訴猶予人員は平成元年から13年まで1万人を下回って推移し、その前後では1万人から1万6,000人の間で推移しているものの、14年以降も昭和50年代後半の水準を超えていないことから低下し、平成22年は19.0%であった（CD-ROM資料10参照）。

2 殺人

3-1-3図は、昭和55年以降の殺人の起訴率及び起訴猶予率を男女別に見たもの、3-1-4図は、同年以降の殺人による男女別の起訴人員及び起訴猶予人員を各人員の男女別構成比と共に見たものである（CD-ROM資料10参照）。

3-1-3図 殺人 起訴率・起訴猶予率の推移（男女別）

（昭和55年～平成22年）



注1 検察統計年報による。
 2 法人及び性別不詳の者を除く。

3-1-4 図 殺人 起訴・起訴猶予人員（男女別）・男女構成比の推移

(昭和55年～平成22年)

① 起訴人員



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人及び性別不詳の者を除く。
- 注3 「女性構成比」は、起訴人員に占める女性の比率（女性比）である。

② 起訴猶予人員



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人及び性別不詳の者を除く。
- 注3 「女性構成比」は、起訴猶予人員に占める女性の比率（女性比）である。

殺人による検察庁終局処理人員は、男女を問わず減少している。女性の起訴率を見ると、一般刑法犯ほど男性との差は小さくなく、ほぼ毎年40%台から50%台で推移している。男性の起訴猶予率は平成20年までほぼ横ばいで、21年から上昇しているのに対し、女性の同比率は長期的に低下傾向にあると見ることができる。

平成22年の起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ55.6%及び7.5%であり、女性ではそれぞれ43.1%及び10.3%であった。殺人という罪質の重大性を反映して、起訴率は男女とも一般刑法犯より顕著に高く、起訴猶予率は顕著に低い。

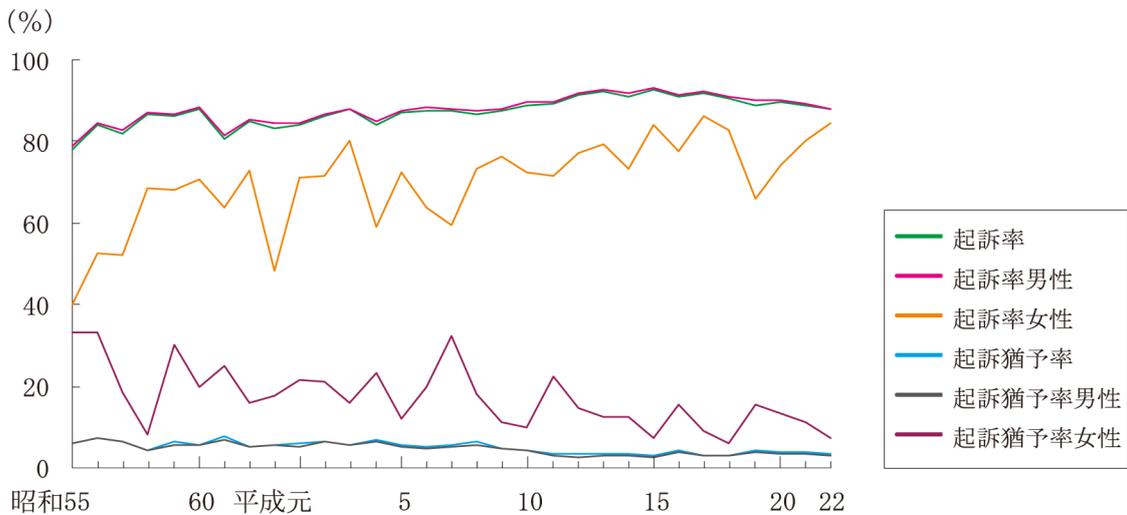
起訴人員に占める女性比は、男性の起訴人員の減少率が女性の起訴人員の減少率を上回ったため上昇して、平成22年には18.4%となっており、一般刑法犯と比較しても顕著に高い。起訴人員のおよそ5人に1人が女性となっている。起訴猶予人員に占める女性比は、男性の起訴猶予人員がほぼ横ばいで推移する中、女性の起訴猶予人員は減少したため低下し、同年は24.3%であったが、一般刑法犯と比較すると高い（CD-ROM資料10参照）。

3 強盗

3-1-5図は、昭和55年以降の強盗の起訴率及び起訴猶予率を男女別に見たもの、3-1-6図は、同年以降の強盗による男女別の起訴人員及び起訴猶予人員を各人員の男女別構成比と共に見たものである（CD-ROM資料10参照）。

3-1-5図 強盗 起訴率・起訴猶予率の推移（男女別）

（昭和55年～平成22年）

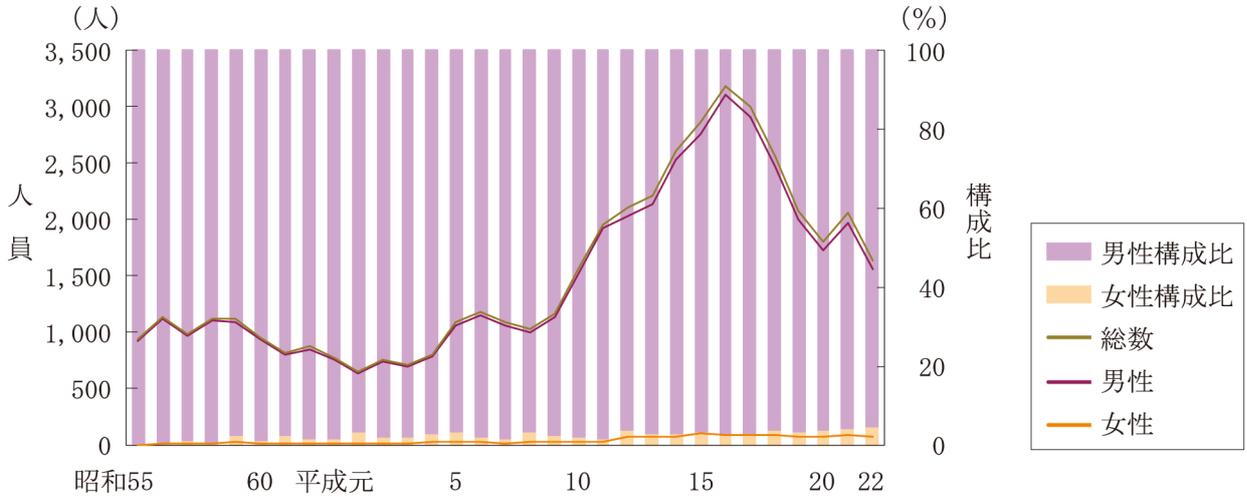


注1 検察統計年報による。
 注2 法人及び性別不詳の者を除く。

3-1-6 図 強盗 起訴・起訴猶予人員（男女別）・男女構成比の推移

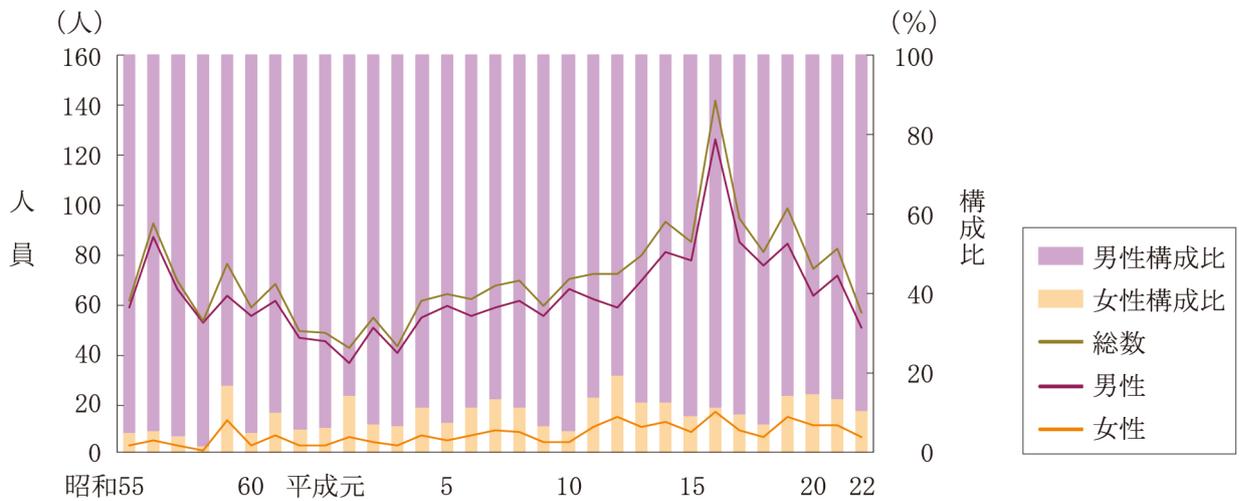
（昭和55年～平成22年）

① 起訴人員



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人及び性別不詳の者を除く。
- 注3 「女性構成比」は、起訴人員に占める女性の比率（女性比）である。

② 起訴猶予人員



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人及び性別不詳の者を除く。
- 注3 「女性構成比」は、起訴猶予人員に占める女性の比率（女性比）である。

強盗による検察庁終局処理人員は、男性では平成4年頃から16年にかけて増加傾向で推移し、17年以降減少傾向にあるが、昭和55年当時と比較すると高水準にある。女性では平成11年まではほぼ毎年50人以下で推移していたが、12年以降はほぼ毎年100人を上回っている。女性の起訴率は長期的に上昇傾向にあり、21年以降は男性とほとんど差がない高水準にある。女性の起訴猶予率は、いまだ男性より高いものの低下している。

平成22年における起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ87.9%及び3.1%であり、女性ではそれぞれ84.6%及び7.2%であった。男女とも、強盗という罪質の重大性を反映して、起訴率は一般刑法犯と比較して顕著に高く、起訴猶予率は顕著に低い。

起訴人員に占める女性比は、平成11年まで3.5%以下で推移していたが、女性の起訴人員が急激な増加傾向となった12年頃から上昇し、20年以降は4%台で推移し、22年は昭和55年以降最も高い4.7%となった。しかし、いまだ一般刑法犯と比較すると顕著に低い。起訴猶予人員中の女性比は、平成3年までほぼ毎年10%未満であったが、4年以降はほぼ毎年10%を超えて推移するようになり、緩やかな上昇傾向にあると見られるが、強盗による女性の起訴猶予人員は毎年20人以下と極めて少ない。22年における同比率は10.7%であったが、一般刑法犯と比較すると顕著に低い。

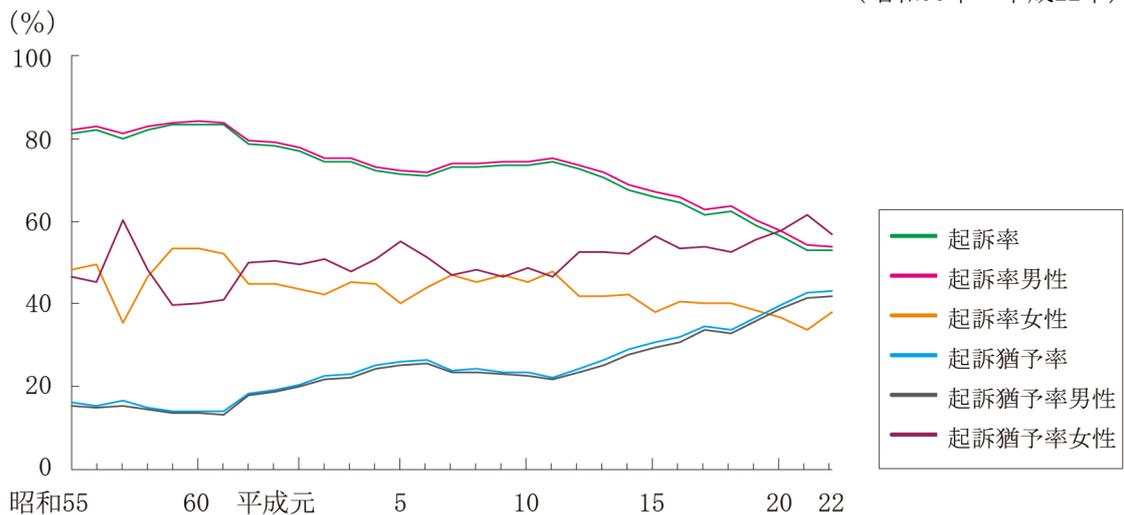
重大事犯である強盗でも、起訴される女性は顕著に増加している（CD-ROM資料10参照）。

4 傷害

3-1-7図は、昭和55年以降の傷害の起訴率及び起訴猶予率を男女別に見たもの、3-1-8図は、同年以降の傷害による男女別の起訴人員及び起訴猶予人員を各人員の男女別構成比と共に見たものである（CD-ROM資料10参照）。

3-1-7図 傷害 起訴率・起訴猶予率の推移（男女別）

（昭和55年～平成22年）



注1 検察統計年報による。
 注2 法人及び性別不詳の者を除く。

3-1-8 図 傷害 起訴・起訴猶予人員（男女別）・男女構成比の推移

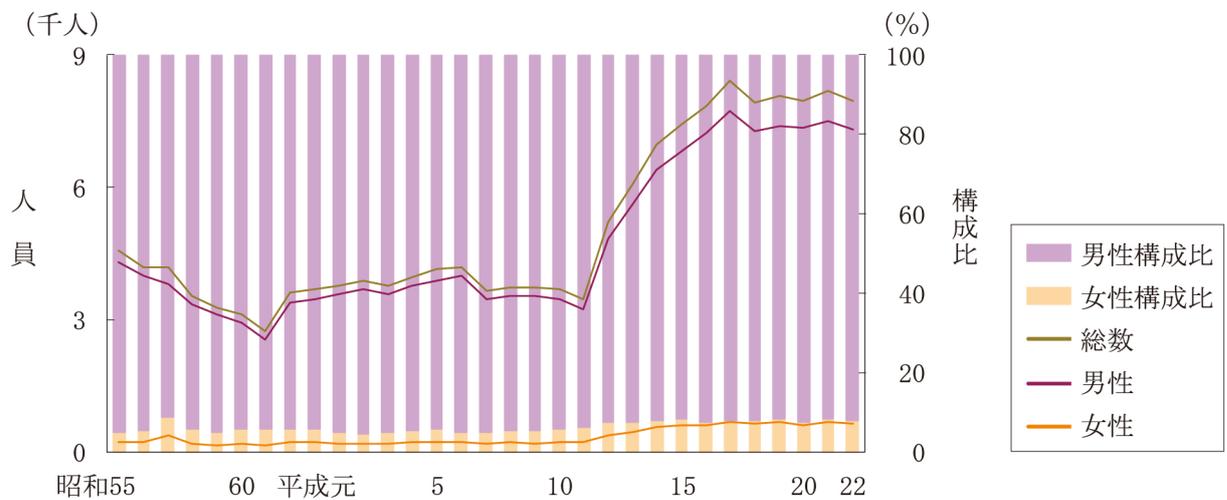
(昭和55年～平成22年)

① 起訴人員



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人及び性別不詳の者を除く。
- 注3 「女性構成比」は、起訴人員に占める女性の比率（女性比）である。

② 起訴猶予人員



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人及び性別不詳の者を除く。
- 注3 「女性構成比」は、起訴猶予人員に占める女性の比率（女性比）である。

傷害による検察庁終局処理人員は、男女を問わず、平成12年以降急激に増加し、その後男性は17年から、女性は20年から減少傾向となっているが、11年当時と比較すると依然として高水準にある。起訴率は、男女とも、緩やかにではあるが低下傾向、起訴猶予率は上昇傾向にある。同年以降の検察庁終局処理人員増加時にも、女性では、起訴猶予人員が起訴人員以上に増加し、起訴率が低下して起訴猶予率が上昇した。

平成22年の起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ53.9%及び42.1%であり、女性ではそれぞれ37.9%及び57.0%であった。男女とも、起訴率は一般刑法犯と比較してやや高く、起訴猶予率はやや低い。

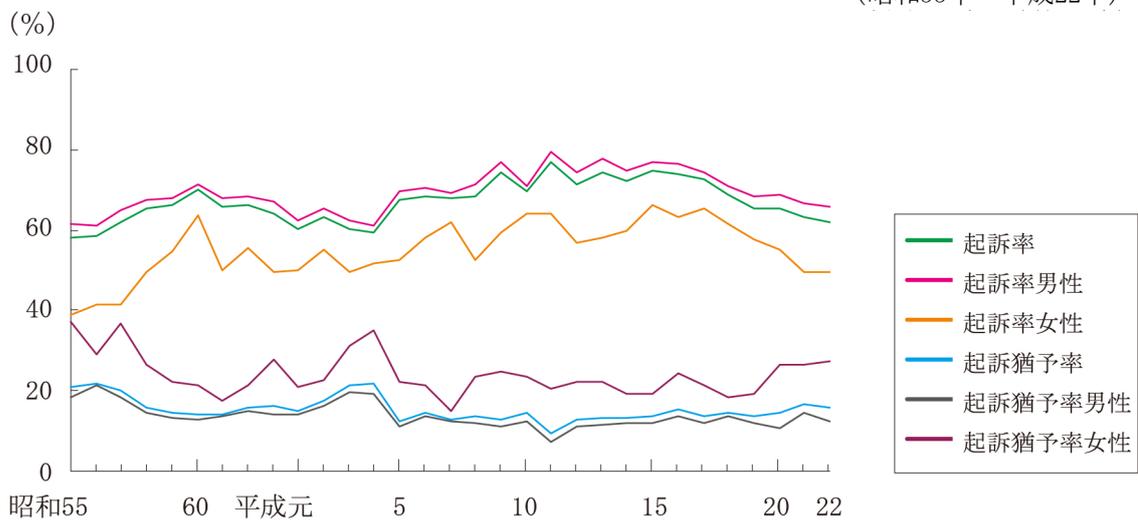
起訴人員に占める女性比は、男性の起訴人員が長期的に減少傾向で推移する中で女性の起訴人員が平成17年には昭和55年との比較で倍増し、その後も高水準にあるため上昇し、平成22年は4.5%と昭和55年以降の最高値となったが、一般刑法犯と比較すると顕著に低い。起訴猶予人員に占める女性比は、女性の起訴猶予人員の増加率が男性の起訴猶予人員の増加率を大幅に上回ったため上昇し、平成22年は7.9%であったが、同比率も一般刑法犯と比較すると顕著に低い。強盗同様、女性検挙人員が少数であった傷害でも、同罪により検察庁で処分を受ける女性は顕著に増加しているが、他の犯罪と比較するといまだ女性が敢行することの少ない犯罪であることが分かる（CD-ROM資料10参照）。

5 放火

3-1-9図は、昭和55年以降の放火の起訴率及び起訴猶予率を男女別に見たもの、3-1-10図は、同年以降の放火による男女別の起訴人員及び起訴猶予人員を各人員の男女別構成比と共に見たものである（CD-ROM資料10参照）。

3-1-9図 放火 起訴率・起訴猶予率の推移（男女別）

（昭和55年～平成22年）

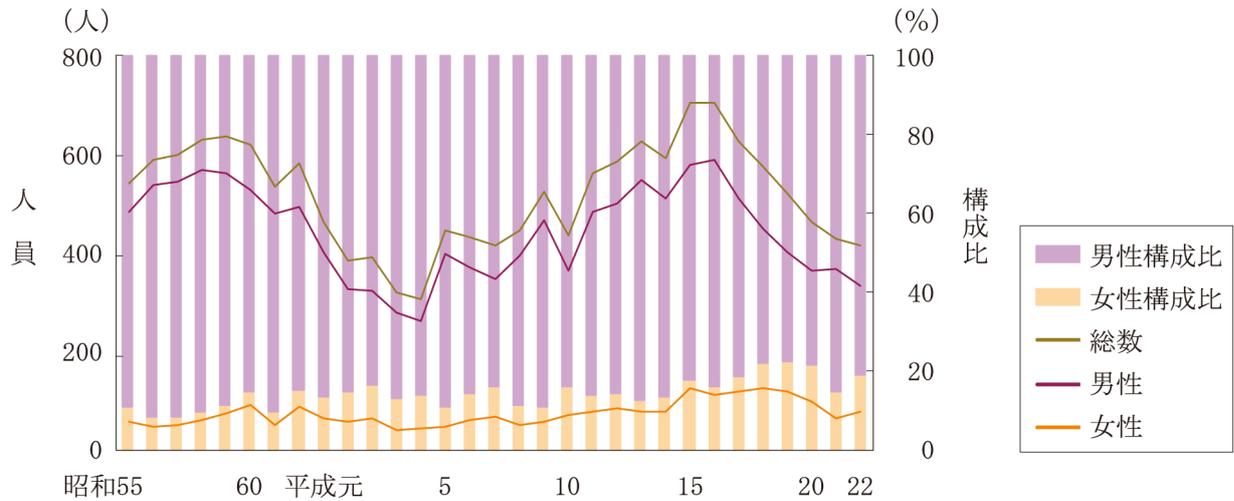


注1 検察統計年報による。
 注2 法人及び性別不詳の者を除く。

3-1-10図 放火 起訴・起訴猶予人員（男女別）・男女構成比の推移

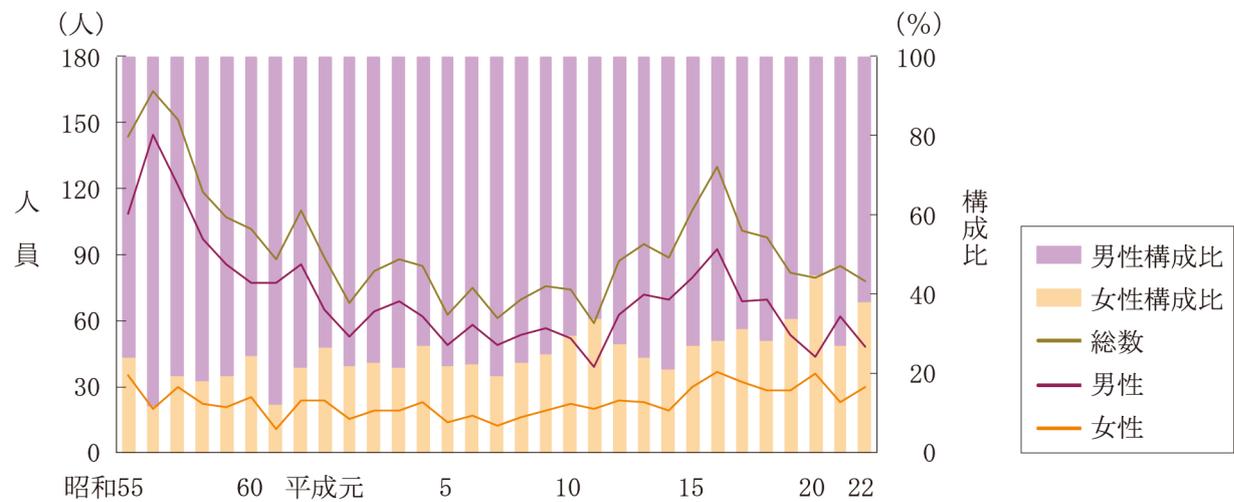
(昭和55年～平成22年)

① 起訴人員



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人及び性別不詳の者を除く。
- 注3 「女性構成比」は、起訴人員に占める女性の比率（女性比）である。

② 起訴猶予人員



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人及び性別不詳の者を除く。
- 注3 「女性構成比」は、起訴猶予人員に占める女性の比率（女性比）である。

放火による検察庁終局処理人員は、男性では平成5年から増加傾向となり、16年の772人をピークに減少している。女性では10年から急激に増加し、それまでのピークであった昭和62年の158人を大幅に超え、平成18年及び19年には205人にまで増加したが、その後は減少している。男性は16年から、女性は18年から、起訴率は低下傾向にある。

平成22年における起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ65.9%及び12.5%であり、

女性ではそれぞれ49.7%及び27.5%であった。放火という罪質の重大性を反映して、男女とも起訴率は一般刑法犯と比較して高く、起訴猶予率は顕著に低い。

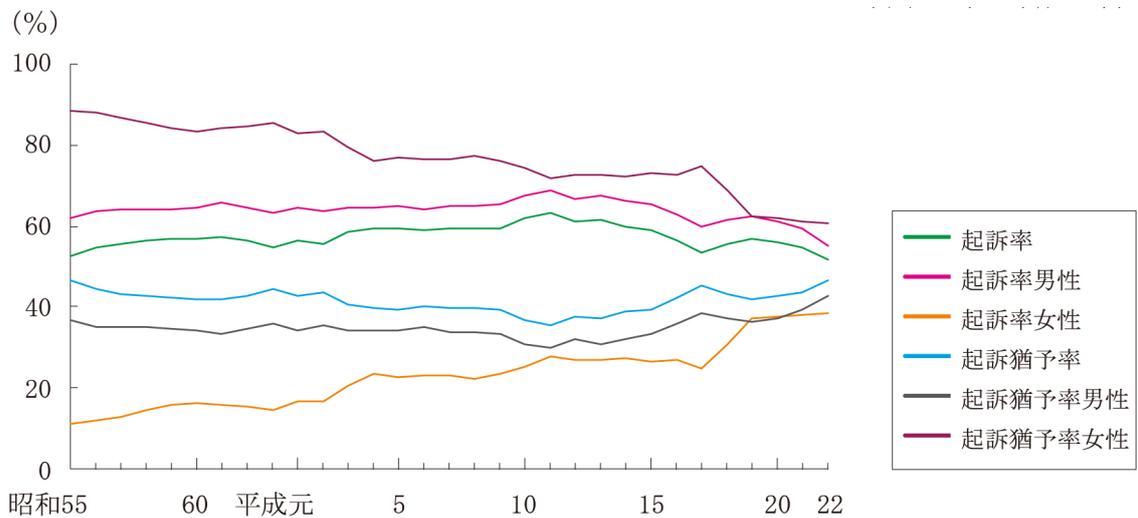
起訴人員に占める女性比は、平成17年まで20%未満で推移していたが、男性の起訴人員が同年以降減少傾向となる中、女性の起訴人員は同年から増加したため上昇し、18年から20年まで20%を超える水準となった。その後女性の起訴人員の減少により低下し、22年は19.1%であったが、一般刑法犯と比較すると顕著に高い。起訴猶予人員に占める女性比は、男性の起訴猶予人員が長期的に減少する中、女性の起訴猶予人員は元年から9年まではほぼ毎年10人台と少なかったものの同時期の前後ではいずれも20人台から30人台で推移していることから、10年以降緩やかな上昇傾向にあると見ることができ、22年は38.5%であった。同比率は、一般刑法犯と比較して顕著に高い。(CD-ROM資料10参照)。

6 窃盗

3-1-11図は、昭和55年以降の窃盗の起訴率及び起訴猶予率を男女別に見たもの、3-1-12図は、同年以降の窃盗による男女別の起訴人員及び起訴猶予人員を各人員の男女別構成比と共に見たものである (CD-ROM資料10参照)。

3-1-11図 窃盗 起訴率・起訴猶予率の推移 (男女別)

(昭和55年～平成22年)

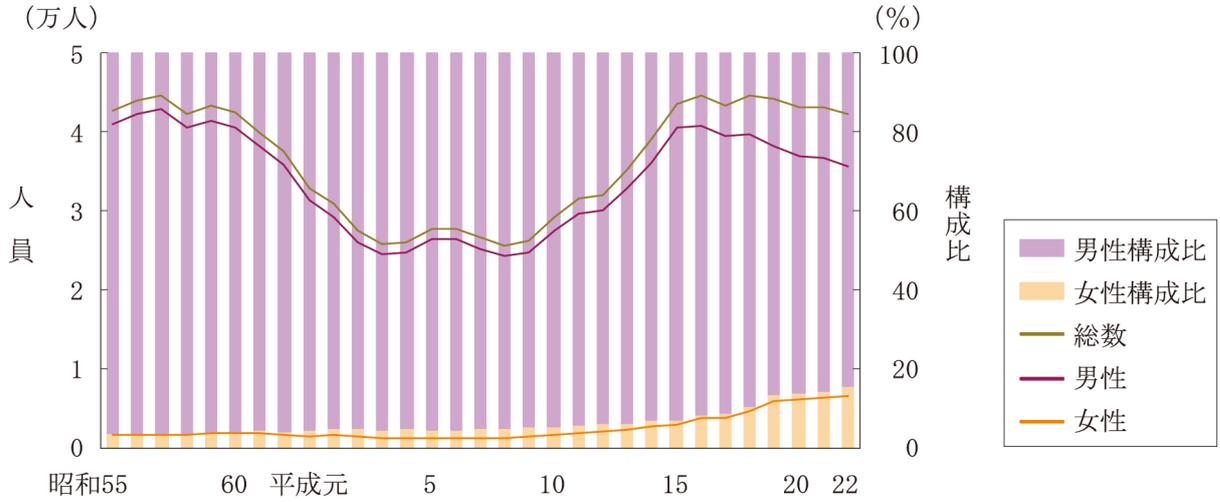


注1 検察統計年報による。
 2 法人及び性別不詳の者を除く。

3-1-12図 窃盗 起訴・起訴猶予人員（男女別）・男女構成比の推移

(昭和55年～平成22年)

① 起訴人員



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人及び性別不詳の者を除く。
- 注3 「女性構成比」は、起訴人員に占める女性の比率（女性比）である。

② 起訴猶予人員



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人及び性別不詳の者を除く。
- 注3 「女性構成比」は、起訴猶予人員に占める女性の比率（女性比）である。

窃盗による検察庁終局処理人員は、男性では、昭和57年の6万7,320人をピークに減少したが、平成9年から増加に転じ、17年には6万6,025人となった。その後はほぼ横ばいで推移している。女性は、昭和55年の1万4,956人を最多として減少していたが、平成5年から増加に転じ、22年には1万7,195人となった。男女とも、検察庁終局処理人員の増加時には起訴人員だけでなく、起訴猶予人員も増加している。しかし、男性の起訴率は低下傾向にあり、起訴猶予率は上昇傾向にあるのに、女性では起訴率は上昇し、起訴猶予率

は低下していることから、窃盗ではこれらの比率の男女差は縮小してきている。

平成22年の起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ55.3%及び42.9%であり、女性ではそれぞれ38.6%及び60.8%であった。男女とも、起訴率は一般刑法犯と比較して若干高いが、起訴猶予率は一般刑法犯と同水準である。

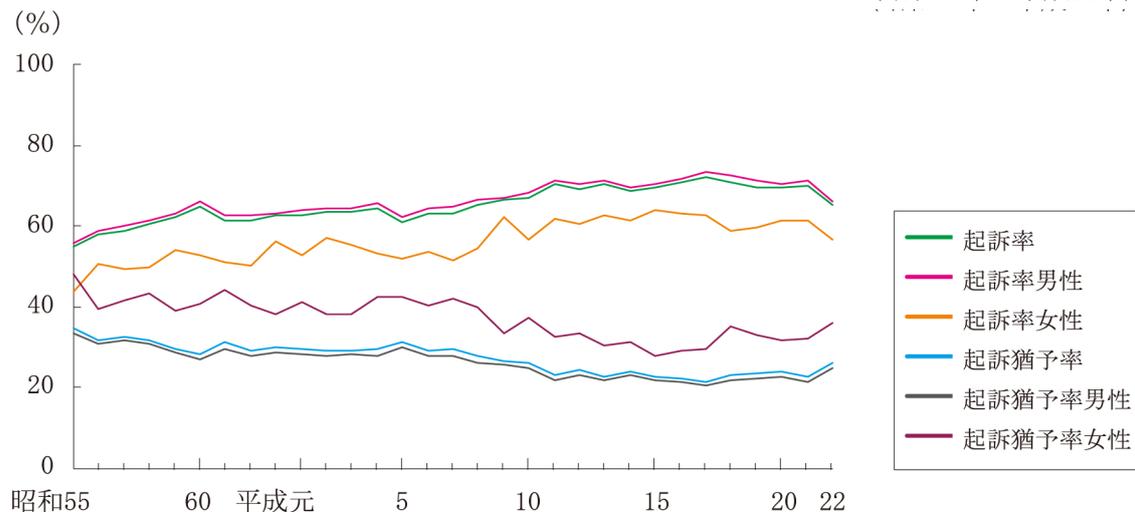
起訴人員に占める女性比は、昭和60年まで4万人台で推移していた男性の起訴人員が、同年から減少して平成14年まで4万人未満で推移し、15年及び16年に4万人を超えたものの、その後再び減少傾向となっているところ、女性の起訴人員は11年まで1,000人台で推移していたが、12年から毎年2,000人を超えて増加し、19年から6,000人台となっていることから、12年頃から顕著に上昇し、22年は15.7%と昭和55年以降の最高値となった。同比率は、一般刑法犯と比較しても高く、窃盗では起訴人員のおよそ6人に1人が女性となっている。起訴猶予人員に占める女性比は、昭和55年（35.4%）に最も高く、その後多少の増減はあるが、20%台から30%台で推移しており、平成22年は27.7%であった。同比率は一般刑法犯と比較すると顕著に高く、窃盗の起訴猶予人員の4人に1人以上が女性となっている（CD-ROM資料10参照）。

7 詐欺

3-1-13図は、昭和55年以降の詐欺の起訴率及び起訴猶予率を男女別に見たもの、3-1-14図は、同年以降の詐欺による男女別の起訴人員及び起訴猶予人員を各人員の男女別構成比と共に見たものである（CD-ROM資料10参照）。

3-1-13図 詐欺 起訴率・起訴猶予率の推移（男女別）

（昭和55年～平成22年）

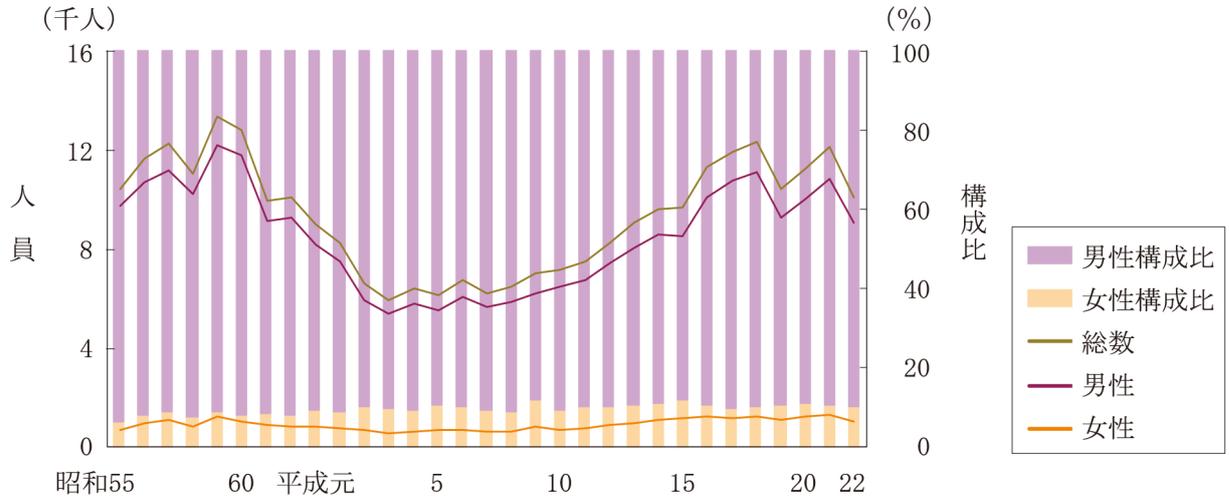


注1 検察統計年報による。
 注2 法人及び性別不詳の者を除く。

3-1-14図 詐欺 起訴・起訴猶予人員（男女別）・男女構成比の推移

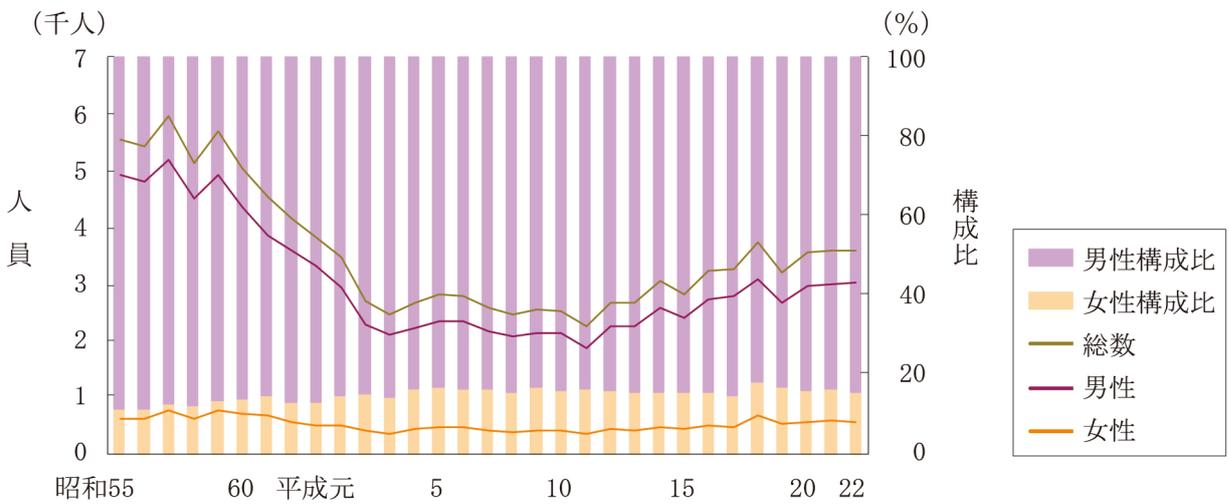
(昭和55年～平成22年)

① 起訴人員



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人及び性別不詳の者を除く。
- 注3 「女性構成比」は、起訴人員に占める女性の比率（女性比）である。

② 起訴猶予人員



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人及び性別不詳の者を除く。
- 注3 「女性構成比」は、起訴猶予人員に占める女性の比率（女性比）である。

詐欺による検察庁終局処理人員は、男性では昭和59年の1万9,312人をピークに一旦減少し、平成8年から増加傾向に転じたが、昭和59年のピーク時の水準には達しておらず、平成22年は1万3,687人であった。女性では、男性同様、昭和59年をピークに減少していたが、平成11年頃から増加傾向となり、18年には2,000人を超え、昭和59年とほぼ同水準となった。その後も高水準で推移しているが、平成22年は前年から13.3%減少し、1,787人であった。男女とも、検察庁終局処理人員増加時にも、起訴猶予人員に大きな増加はな

く、起訴人員が増加し、起訴率が上昇している。

平成22年における起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ66.2%及び25.1%であり、女性ではそれぞれ56.5%及び36.0%であった。男女とも、起訴率は一般刑法犯と比較しても顕著に高く、起訴猶予率は顕著に低い。

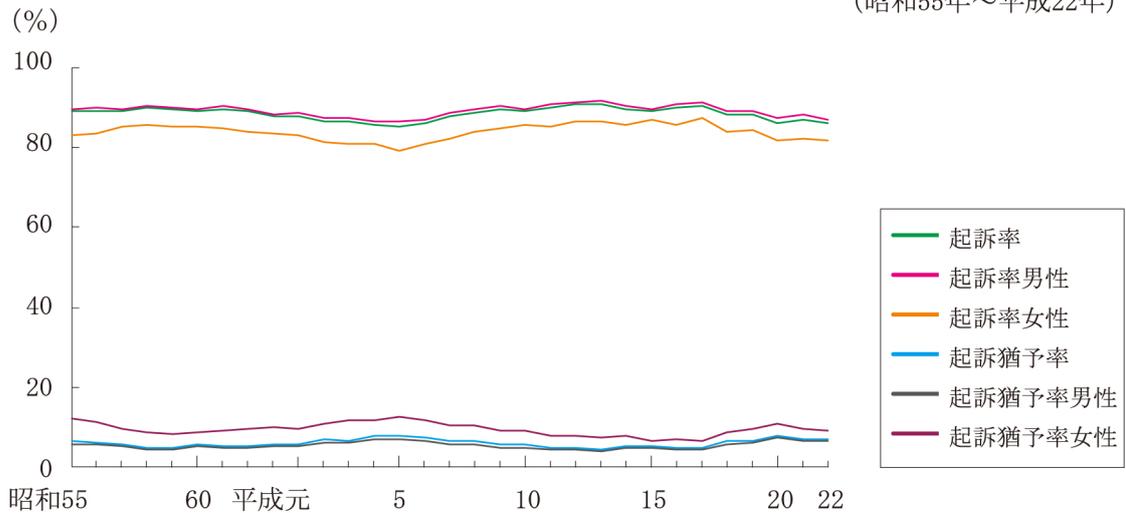
起訴人員に占める女性比は、平成2年以降ほぼ毎年10%前後で推移しており、22年も10.0%と一般刑法犯と同水準であった。起訴猶予人員に占める女性比は、元年までは毎年15%未満で推移していたが、2年以降はほぼ毎年15%を超えて推移している。22年は15.8%であったが、一般刑法犯と比較すると若干低い（CD-ROM資料10参照）。

8 覚せい剤取締法違反

3-1-15図は、昭和55年以降の覚せい剤取締法違反の起訴率及び起訴猶予率を男女別に見たもの、3-1-16図は、同年以降の覚せい剤取締法違反による男女別の起訴人員及び起訴猶予人員を各人員の男女別構成比と共に見たものである（CD-ROM資料10参照）。

3-1-15図 覚せい剤取締法違反 起訴率・起訴猶予率の推移（男女別）

（昭和55年～平成22年）



注1 検察統計年報による。
 注2 法人及び性別不詳の者を除く。

3-1-16図 覚せい剤取締法違反 起訴・起訴猶予人員（男女別）・男女構成比の推移

(昭和55年～平成22年)

① 起訴人員



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人及び性別不詳の者を除く。
- 注3 「女性構成比」は、起訴人員に占める女性の比率（女性比）である。

② 起訴猶予人員



- 注1 検察統計年報による。
- 注2 法人及び性別不詳の者を除く。
- 注3 「女性構成比」は、起訴猶予人員に占める女性の比率（女性比）である。

覚せい剤取締法違反による検察庁終局処理人員は、男性では長期的に減少し、女性ではほぼ横ばいである。男女とも、起訴率は一貫して高く、男女差も少ない。また、検察庁終局処理人員の増減があっても起訴率及び起訴猶予率はほぼ一定であることから、同罪については、男女差による処分への影響がほとんどないことに加えて、検察庁における処分の傾向も一定であることがうかがわれる。

平成22年の起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ87.1%及び6.5%であり、女性ではそれぞれ81.9%及び9.1%であった。

起訴人員に占める女性比は、男性の起訴人員が減少する中で、女性の起訴人員はほぼ横ばいで推移したため上昇し、平成22年は17.2%であった。起訴猶予人員に占める女性比は、ほぼ毎年20%台で推移しており、22年は23.1%であった（CD-ROM資料10参照）。

第2節 前科の有無別起訴・起訴猶予人員

この節では、起訴人員及び起訴猶予人員を罪名別、男女別及び前科の有無別に見る。

いずれの罪名でも、女性の初犯者率は男性より高いが、起訴人員中の有前科者における女性比は上昇している。

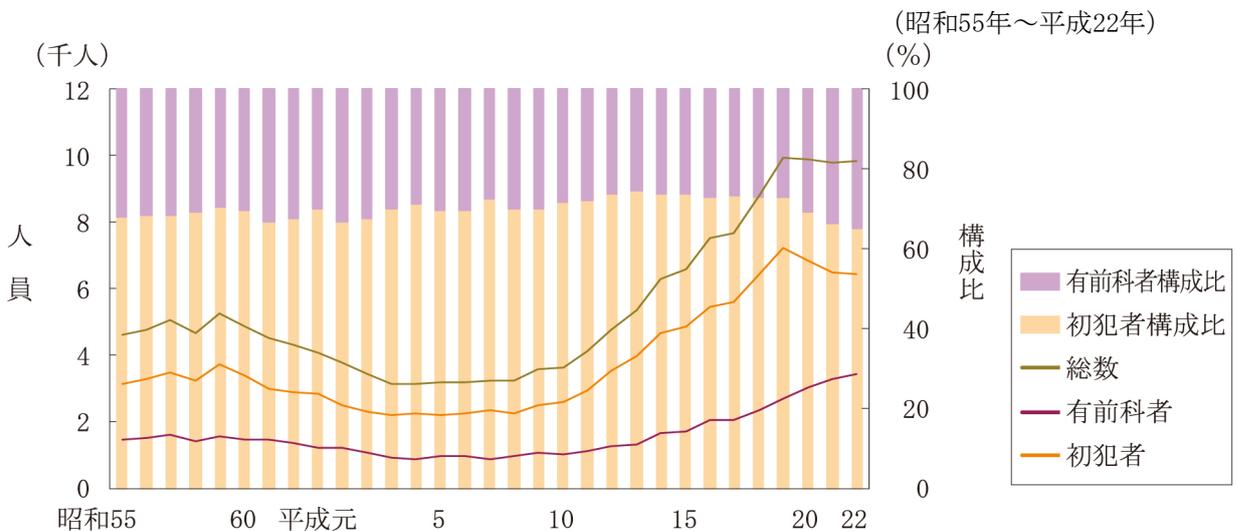
なお、初犯者とは、罰金以上の刑に処せられたことがない者、初犯者率とは、起訴人員、起訴猶予人員又は両人員の合計人員に占める初犯者の比率をいい、有前科者とは、罰金以上の刑に処せられたことがある者、有前科者率とは、これらの人員に占める有前科者の比率をいう（以下この節及び次節において同じ。）。本節及び次節の各図における「初犯者構成比」は「初犯者率」に、「有前科者構成比」は「有前科者率」に相当する。

1 一般刑法犯

(1) 起訴人員

3-2-1図は、昭和55年以降の一般刑法犯による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。

3-2-1図 一般刑法犯 前科の有無別 女性起訴人員の推移



注1 検察統計年報による。
 2 法人を除く。
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。